

平成29年第2回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成29年 6月26日（月）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	12番	高宮 陽一
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	13番	米澤 壽重
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	14番	遠藤 義光
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	15番	池田 信博
6番	西尾 幸太郎	11番	石田 茂春		

1. 欠席議員

5番 村上 三三郎 16番 福田 晃

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	農林水産課長	佐々木 千明
副 町 長	大庭 孝久	上下水道課長	田中 秀喜
教 育 長	村尾 秀信	建設課長	山崎 龍一
総務課長	八幡 哲	大規模事業課長	河北 尚夫
会計管理者	池田 賢一	総務学校教育課長	池田 茂良
企画財政課長	渡部 誠	生涯学習課長	中林 眞
税務課長	藤木 正英	布施支所長	竹本 久
町民課長	名越 玲子	五箇支所長	金坂 賢一
福祉課長	長田 栄	都万支所長	佐々木 義直
保健課長	平田 芳春	中出張所長	大西 裕
環境課長	藤川 芳人	企画財政課長補佐	石田 寛弥
観光課長	吉田 隆	総務課長補佐	野津 千秋
定住対策課長	鳥井 登		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 中村恵美子

1. 町長追加提出議案の題目

議 第 73号 工事請負契約の締結について〔公共下水道港町第1雨水ポンプ場建設工事〕

議 第 74号 工事請負契約の締結について〔町道宮の前西町線日吉橋耐震補強工事〕

議 第 75号 工事請負契約の締結について〔飯田地区残土処理場建設工事〕

同意第 4号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について

同意第 5号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について

同意第 6号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について

同意第 7号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について

同意第 8号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について

同意第 9号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について

同意第 10号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について

同意第 11号 隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9時30分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は会期初日に提出された、議第63号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」から議第72号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」までの10議案について「総括質疑」方式により行います。

なお、報告第1号、第2号、承認第1号から承認第14号、同意第3号の計17件については、総括質疑終了後、一件ごとに「質疑」を行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を資すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。

通告した質疑の範囲を超えないようよろしくお願いします。

それでは、通告順に質疑を行います。質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、順次発言を許します。

初めに、10番：平田 文夫 議員

○10番（平田 文夫）

まず通告しております雇用機会拡充事業補助金について、これは創業については商売を始めたら創業につながるわけですので、これはいいとしても、事業拡大と助成についてちょっとお聞きしたい。いろいろな業者の皆さんが今回の雇用の事業創出に関しては金融機関もさることながら動きがあるわけですよ。その中で隠岐の島町が、将来5年間にどういう事業をどういう雇用を求めて拡大していくのか、そこら辺のことをちょっと聞きたい。

○番外（定住対策課長 鳥井 登）

いろんな内容、ジャンルの仕事のご提案がいただいております、私どもの方で受け持たせていただいている分に関しましては、将来的に定住につながっていくような、また若い方たちの職業選択肢が増えていくような将来的なことも考えた上で、期待できるような事業といったものを見させていただいて、この度、判断し、上程をさせていただいたところでございます。

○10番（平田 文夫）

ということは、今回は農林水産業の再生とか、民間事業者の創業とか事業拡大、そして滞在型の観光の促進ということが求められているわけですよ。皆さんが取り組もうとしているその中でクリアーしないといけない問題があるわけですよ。審査会というものがある。審査会も一次審査会と終えて書類が出てきた時点で本格的な審査会を開くわけですよ。それにはやっぱり事業性とか成長性とか持続性とか、資料によって審査していくわけですよ。その審査会のメンバーは何をもって構成しているのかそれを聞きたい。

○番外（定住対策課長 鳥井 登）

全11名から構成をされておまして、金融機関、商工会、島根県隠岐支庁、その他役場の関係各課長及び課長補佐から構成されております。

○10番（平田 文夫）

それはまず何を審査するんですか。中身は。

○番外（定住対策課長 鳥井 登）

審査会の役割ということだと思っておりますが、先ほど議員の方からのお言葉にございました、成長性、継続性が見込まれて、創業又は事業拡大の説明を受けている内容とその支出経費との因果関係などが明確に説明ができるか、または事業が終了した後も雇用が継続されているということが確認できるかといった事のほか、内容的には単なる老朽化の設備施設の更新であるとか、元々採用が予定されていたものへの人件費の単なる充当など趣旨に合致しない事業ではないかというような見極めをすることが役割ではないかと考えております。

○10番（平田文夫）

雇用の創出効果とか、その中で事業性、成長性。一番大事なのは資金の調達の見込みというものがなされるかどうか。そういうことがこの審査会の目的じゃないですか。

○番外（定住対策課長 鳥井 登）

はい、議員仰せのとおりでございます。審査の際には当然自己資金の準備というところもございますので、自らも例えば融資を受けながら攻めていく姿勢があるかといった本気度というようにところも見させていただいております。

○10番（平田文夫）

要するに自己資金がそういうことでね。ということはこれは先に投資していくわけですから。後から助成されるわけです。それに対してそういうことがなされているわけ。

創業に関しては600万円。助成されるのは450万円。こういういろいろな事業拡大には1,600万円から1,200万円、1,200万円から900万円というような助成がなされるわけです。ちょっと調べてみたけど助成の給与の上限枠というのは定められているわけでしょう。そこら辺はどうですか。

○番外（定住対策課長 鳥井 登）

人件費に対する上限枠というものはございません。

○10番（平田文夫）

あなたね、そんなこと言ったらおかしいわね。上限枠は、賃金一人当たりの常用雇用の場合は月額30万円、非常勤雇用の場合は月額20万円、パート、アルバイトは日額8,000円となっているわけでしょう。違うんですか。

いやいや、分からないなら後で自分のために調べてくださいよ。何でそれが必要かということ、業者は公募するじゃないですか。その中に条件として必ず入れるじゃないですか。そのことをあなた方は何でチェックするかということを知りたいわけ。そういうことがちゃんと今回の国が定めたものが全部あるわけですよ。

私ちょっと調べた。ある業者が公募している。その賃金の中に正社員となっているけども154,600円から181,200円。これぐらいの月給で設定しているでしょ。何でこれがそれぐらい低いかということ疑問に思うわけ。それでこれは要するにやったけどもね。これはハローワークのあれで使ってやっているけども、だからそういう未経験者であれ、経験者であれ、やっぱりそういうことをしっかりと守ってもらうということが問われているわけですよ。そこら辺のことをこれからあなた方は取り組む。ということはこれ非常にね・・。NPOでも取り組もうとしているところもあるわけじゃないですか、NPOは利益追求したらいけないわけですから、それでいろんなハードルがあるわけで、普通の法人と違って決算はちゃんと報告しないといけない。そして、公開しないといけない。いろいろなハードルがあってNPO法人で雇用拡大が求められるかと言ったらなかなか求められない。事業というのは経営者のセンスです。そういうことを踏まえて、これからあなた方がチェックをしている中で良いか悪いか、そのことも踏まえて、ちゃんと審査しないと。分からなかったら私の所へ来てくださいよ。いろんな材料は持っていますんでね。だからそこら辺のことを踏まえてこれから、しっかりとこの町が豊かになるように取り組んでもらいたいわけ。それはそれとしていいですよ。

次は、買い物弱者のために販売車を導入してやっているけども、これは去年から隠岐の島町は取り組んだじゃないですか。経産省は25年からやっているわけでしょう。何でそれだけ遅れたんですか。そこら辺の理由を聞かせてほしい。

○番外（ 定住対策課長 鳥 井 登 ）

本町の商工業関係者、いわゆる商売人の方を相手にした補助金の準備は、ちょっと忘れましたが26年度頃からだったと思いますが、県の補助金などと抱合せた町の制度は設けておりましたが、買い物移動販売につきましては、なかなかリスクも高いところへ向かって行くというような内容でもあるということからか事業者の手が挙がらなかったというのが現状でございました。

○10番（ 平 田 文 夫 ）

ここにそういう資料があるわけです。それで、島根県の取り組んでいるところというのは、25年からすぐ取り組んでいるところは、浜田、出雲、大田、安来、雲南、奥出雲、美郷は取り組んでいるわけです。28年に初めて隠岐の島町が取り組んだわけです。隠岐の島町は取り組んだ理由の中に5つの過疎地があると言っているわけです。5つはどこですか。

○番外（ 定住対策課長 鳥 井 登 ）

法人の方で言われている5つの過疎地でよろしいでしょうか。

○10番（平田文夫）

町内で移動販売を実施している事業者に対して、従来の販売区域に無店舗地区5地区ということが謳ってあるわけでしょう。これは、地区の話でしょう。だからそれはどこですかと聞いている。

○番外（定住対策課長 鳥井 登）

卯敷地区、それから飯美地区、上元屋地区、それから都万目地区と津戸地区の以上5地区でございます。

○10番（平田文夫）

上元屋地区は値しないわね。すぐそこに行けば商店があるわけですよ。そういうことを踏まえて地域としっかりとコミュニケーションがとれるような、今、始まっている中でもちょっと文句を言ったら次は来ないような苦情もあるわけですよ。そういうこともしっかりと業者にちゃんと目的というものはどうあるべきかということを教育してくださいよ。

そして、一番大事なのは、過疎化する中で問題になってくるのは、今までやってきたいろんな背景があるけれども、交通網の議論をやっぱりするべきじゃないですか。バス停があってもバス停に行けないとかいう弱者もいるわけでしょう。そういうことも踏まえて総合的な交通会議というものを立ち上げて、買い物にしても病院利用にしても地域公共交通会議というものがあるわけでしょう。そこへ町がしっかりとしたデザインを示して、これから5年先そういうことができるように。まず、町長が就任したら皆さんは5年先のこの“まちづくり”のデザインを描かないといけません。日々追われていてはつまらない。課長が忙しければ係長、組織というものを機能させて、しっかりとした“まちづくり”をしていかないとこの町というのは一点、一点でやっていたら大変な問題になるわけです。だから全体を踏まえていろんな議論をやってください。そこら辺はどうですか。観光課長、地域公共交通会議に対してそういう提案ができるような状態になっているか、準備中であるか聞きたい。

○番外（観光課長 吉田 隆）

交通会議につきましては、新年度に委員の任期も切れるということもありまして、新たに委員を選抜しまして、来月7月12日に第1回を開きます。その中で、各地区の委員はもちろんですが、庁舎の中の関係するであろう課は全てオブザーバーに入りまして、福祉でありますとか、買い物弱者でありますとか、そういうことを総合的に検討してまいりたいと思っております。

○10番（平田文夫）

委員はいいですよ、委員は充て職で。町が過疎化に対してのどういう考え方を持っているかということが一番重要なんです。今までは路線バスだったわけです。それが、コミュニティーに変わったり、デマンドに変わったりしているわけでしょう。そういうことを踏まえて、過疎というものに対して、しっかりと取り組んでいくというデザインを描いていかないとけない。

町長が観光課長だったとき、いろいろな発想を持っていたでしょう。それが、今まさに求められている。ということは、総務省が出していることを踏まえて、隠岐の島町の住民の皆さんが幸せを感じるような“まちづくり”に持っていくためにはどうすればいいか、各課に跨る問題なわけだから。定住だけの問題じゃないです。そういうことを踏まえてしっかりとこの町というものを描けるようなことを町長に提案しないとけない。そこら辺のことをしっかりとやってくださいよ。どうですか。

○番外（ 定住対策課長 鳥 井 登 ）

議員仰せのとおりのことを私たちも認識しているつもりでございます。この度のNPO法人の事業提案も買い物対策のみならず、買い物代行、移送支援、観光地の対策など幅広く考えていらっしゃいます。これをきっかけにしまして、行政側もこの法人の機動性もうまく活かせるように、それぞれの所管が横断的に連携をしてスムーズに実施が進みますよう常に注視をしながら、また、情報の共有を図りながら対応していかねばならないというように考えております。よろしく願いいたします。

○10番（ 平 田 文 夫 ）

こういう資料は、国の「非公開」になっている。「非公開」と書いてある。やっぱり国とかそういうところに町長、旅費を出して職員を行かせるようなことでないと、県ばかりじゃね、一般質問でも農林課長は県から聞いたという。県から聞いたじゃないわけだ。やっぱり自分がちゃんと調べて、計画そのものはしっかりと、県というものは4月1日から絶えず計画はなっているわけ。職員が直に官僚と会っていろんな情報を得ると、その道筋を町長は立てていくということにならないと、県の情報ばかりではなかなか難しい。動きは本庁にあるわけですから、これからの“まちづくり”を期待する。「生まれて良かった、住んで良かった、訪れて良かった」というような町にしてくださいよ。最後に町長お願いします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

議員ご指摘のとおり、この10年間行革という名のもとに職員につきましては、できるだけ旅費を削る方向できたところですが、今年4月以降、課長とも協議しておりまして、私が国

の方へ出掛けるときには機会があれば職員と行くことも考えておりますし、県の方も近年は課長だけとか係長ということで、実務的なつながりが薄くなっておりますので、検討の中やる方向になっております。その上で、“まちづくり”につきましても、今、やっとな言われましても仕方ございませんが、課長の横断的な会が随時開けるような状況になっておりますので、私も課長のそういった会議にすごく期待しておりますし、議員の言われたような“まちづくり”に向けて、みんなで一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番（平田文夫）

終わります。

○議長（石田茂春）

次に、12番：高宮陽一 議員

○12番（高宮陽一）

久しぶりに質問をさせていただきますが、極、簡単に質問をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今回も有人国境離島の特措法の関係で補正がたくさん出ております。私もこの有人国境離島特措法ができたときに、じゃあ今までの離島振興法は何だったのかということで、少し勉強もさせていただきましたが、中身は結構一緒ですね。無人島があるか、有人島であるかということだと思っておりますが、そういうことを話すと一般質問になりますので、質疑ということで、今回いろいろと当初予算から対応してきておりますけれども、この特措法に対して、庁内でどういった体制で取り組んできたかということをお聞きしたいと思います。

○番外（企画財政課長 渡部 誠）

先ほどの高宮議員のご質問でございますが、庁内の体制ということでございます。今回の有人国境離島法に関係する部分につきましては、総合窓口が企画財政課企画調整係というところで取り扱っております。それぞれのその法律の中にいろいろな事業の部分がございまして、それにつきましては、農林水産課、観光課、または、定住対策課という今回の法律に関係する部分の各部署につきましても同じくそういった取り組みを、体制に取り組んでいくということで、県並びに国の方へその連絡先等々の手続きをしているところでございます。

○12番（高宮陽一）

先ほどの鳥井課長の答弁にもあったように、他との情報共有ができていない。例えば農林なら農林、観光なら観光ということだけで、そこでいろいろな課題について、それを解決す

ということになると、なかなかそういうわけにならない。ですから、せっかくの10年の時限立法ですが、多分またこれも継続するというように思っておりますけど、これをしっかりと推進するためには、やはり庁内でお互い連絡しながら、さっき物資のことについても、交通との関係はどうあるんだとか、そういったことが検討されるべきではないかと思っておりますので、是非、総合的なシンクタンクという形のものを作って、取り組んではどうだろうかと思っております。結局、私が心配するのは、先般策定をした、「まち・ひと・しごと創生戦略」ですね、これが本当に時間が無くて、早はやに作ったような気がしておりました。その時、議長という立場があったから委員に選ばれたが、その計画の中に「今後検討しましょう」という言葉がございました。それは何ぼ何でも、今後の計画の中に「今後検討する」ということではないでしょうと、「やる」とか、「やらない」とかということになるわけですので、そういったことから考えますと、確かに先ほどから言われるように仕事に追われているかもしれませんが、やはり、この機会でないで将来のこの隠岐の島町、難しくなってくる。町長も言っておりますが、今回は約170億円、今までは約150億円のスペースで予算を組んでいますけれども、そういった力を入れている。そうすると役場庁舎のことが片付くと、財政も大変厳しくなってくる。こういう状況ですので、本当に全体のことを考えて、総合的な考え方を集約して、私は是非取り組んでほしいなと思っております。先ほどの課長の方からありましたように、それぞれの部分ではなしに将来に向けて、そこを統一した対応をする考えがないのか、今一度お聞かせください。

○番外（企画財政課長 渡部 誠）

先ほどの総合戦略、並びにいろいろな計画がございますが、今回の有人国境離島の概要につきましても、全課長共通認識の元、取り組んでいるところでございます。

また、その中の特定有人国境離島、これに関する国の交付金は今回ご承知のとおり、航路・航空路の運賃低廉化、また、物資の輸送の経費、雇用の拡充といった部分での項目が既に決められている部分でございます。その部分についての交付金でございますので、今現在の部分では担当課との連携を十分、踏まえながら、県と情報共有しながら、国に対しての要求、申請をしているところでございます。

その他の計画につきましても、総合振興計画これは全ての計画が挙がってくる部分でございます。そういった中で、いろんな課題の認識でありますとか、解決策について検討していくと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○12番（高宮 陽一）

これ以上聞いたら一般質問になりますので、以上で終わります。

とにかく、しっかりと情報共有しながら、現課だけで考えるのは限度があると思いますから、私はここ4、5年が勝負じゃないかと思ってますので、そういう意味ではしっかり頑張っていたきたいと思います。終わります。

○番外（副町長 大庭 孝久）

今の高宮議員の件ですが、今までですね、第1次、第2次の行革でとにかく職員を減らそうということでやってきました。ところが、今、その弊害が来ているかなと思っております。職員に仕事の型と言いますか、仕事が権限移譲等でたくさん来ていますが、なかなかそれを捌き切れないところがございます。組織についてもですね、今回、新庁舎が建設いたしますので、その見直しも必要ではないかということで、今、各課に問題点をもう一度洗い出しておいてあります。その上で、企画調整もしっかり図れるような職場を作らなければいけないのではないかと考えておりますので、新庁舎が完成するまでには、本当に隠岐の島町の職員の定数はどうあるべきかも含めまして、再度検討が必要かなということで、今、検討しておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（石田 茂春）

最後に、8番：安部 大助 議員

○8番（安部 大助）

通告いたしましたとおり質疑を行います。

地域社会維持交付金についてですけれども、この国の方針の中で、「地域社会維持交付金の活用については、事業実施主体である都道府県及び市町村は、それぞれの地域の特性を踏まえた優位性、潜在性を見極めつつ、地域社会人に資する観点から真に効果的な事業への選択と集中を図るとともに事業者に寄り添って支援をするものとする。」という、国の基本方針が掲げられているけれども、私自身この国の言葉がやんわりし過ぎている部分もあったり、何を言っているのかしっかり定まってないのかという印象があるんですけども、今回の補助金を予算計上するにあたって、各課長のこの事業について、先ほど言った、優位性、潜在力、あるいは、効果的な事業、何をもちこの事業を判断したのか、その辺のことを教えてください。

○番外（農林水産課長 佐々木 千明）

私の方からは、一次産業関係4件の方を提案させていただいておりますので、このことについてお話をさせていただきたいと思いますが、まず、大前提がですね、この制度の実施要件

に合致しているか、これがまず大前提となっております。その中で、それぞれ4つの事業者の方から提案をいただいたわけなんですけど、その事業計画書を拝見させていただいてですね、それぞれの事業の実現性、継続性、あるいはその効果、そういったことを事業計画書の中を拝見させていただいた中で妥当であるという判断させていただいて、4つの事業をこの都度エントリーさせていただいた次第でございます。

○番外（ 定住対策課長 鳥 井 登 ）

私の方からは、商工費におきまして商工業振興事業の方で3つの事業所からの提案を出させていただいております。農林水産課長と基本的な考え方は同じでございます。国の方針に沿っているということは、当然のことながら、それぞれいずれの事業につきましても、独自性、また、個性が大変ございまして、若い人が、特に出来れば女性が気軽に集えるようなカフェが町内にできるとか、また、IT関連の事業などが、こういった事業の推進によって定着して、新分野の開拓なども進んで、島内でのこれからの次世代の若い人たちの職業選択肢が増えるなど、目の前の雇用のみならず、定住、移住そういったことのきっかけ促進につながる、そういった波及効果も大いに期待できる事業であるということもございまして、判断をいたし、提案させていただいたところでございます。

○8番（ 安 部 大 助 ）

各課がそれぞれでしっかりと判断されて、今回、計上されたのが分かりました。その中で、各7つの事業があるんですけども、これに対しての課内での専門性と言いますか、例えば、資格者なり、そういった知識を有する者がしっかりとおられるのかどうか、それで、しっかりと今後の見通しを判断されているのか、その辺の確認だけさせてください。

○番外（ 農林水産課長 佐々木 千 明 ）

私どもの課には、それぞれその担当職員が配置されておりますので、その職員と一緒にさせていただいてですね、こういった事業計画書を拝見させていただいた中で、エントリーの方をさせていただいております。

○番外（ 定住対策課長 鳥 井 登 ）

私どもも同様でございます。私どもの場合は、この事業提案の申請手続きの際に商工会も連携してやっております、そこには専門の経営指導員がおります。こういった皆さんとの情報交換、情報共有もしながら、判断を進めていったところでございます。

○8番（ 安 部 大 助 ）

ありがとうございます。何が言いたかったかという、やっぱりこういった補助金に関し

ては、しっかりと今後、見通しをして適切な活用、これを進めていって欲しいなと思っております。この庁舎内の職員がそういう判断をしていないではなくて、やはり今後そういった職員の皆さんもプロと私は思っております。その辺も今後しっかりと事業者に対しても、それなりの指導なりしていければなと思うんですけれども、最後に先ほど言った基本方針の中に寄り添って支援をするという言葉があるんですけれども、こういった形で寄り添って支援を進めていくお考えなのか教えてください。

○番外（ 農林水産課長 佐々木 千明 ）

適切な答えかどうか分かりませんが、私ども一次産業全体で、この島の中で頑張っておられる方々に対しては、公平に行政として、できる限りの支援をしていきたいというような考え方を持っております。今回4つのエントリーいただいた事業者に対しても他の皆さんと一緒にできる限りの支援はしていきたいと、こういうような考え方で取り組んでいきたいと思っております。

○番外（ 定住対策課長 鳥井 登 ）

私どもも、基本的には同じ考え方でおります。特に今回創業の方が1名いらっしゃいまして、比較的若い世代の方がチャレンジするとのことでございます。安定していくまでには、時間もかかるのではないかとこの気もいたしますし、ご苦労もなされるんじゃないかということにも思っております。先ほども申しましたように、商工会も連携をいたしております。ここには、専門の経営指導員がおりますので、事業をスタートした後も、例えば定期的な訪問指導など、それから各種情報などを継続的にしていけるような後方支援をしてまいりたいと考えております。

○8番（ 安部 大助 ）

過去にIT関係、あと、創業支援の場としては、中村のものづくり学校等の創業支援そういったものがありました。その時にもやはり課題が残ったような気がします。その辺が一番はやっぱり補助金をあげて、そのままに終わっていると。

一般質問になってしまうんですけれども、その辺もあると思うので、今後しっかりと、今回は国としてもこの方針の中に寄り添って支援をすると書いてあります。これがどういう意味なのかも多々あると思いますけど、しっかりとその辺をしながらこの事業をやっていただければいいかなと思います。最後は意見ですので、答弁はいりません。

○議長（ 石田 茂春 ）

以上で、「総括質疑」を終ります。

ここで、10時30分まで休憩いたします。

(本会議休憩宣告 10時16分)

○議長 (石田茂春)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時30分)

次に、報告第1号から承認第14号について「質疑」を行います。

始めに、報告第1号「平成28年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」質疑を行います。議案書1ページ、2ページをお開き願います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声を確認)

続いて、報告第2号「平成28年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」質疑を行います。議案書の3ページ、4ページをお開き願います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声を確認)

続いて、承認第1号から承認第14号までの専決処分の質疑を行います。

まず、承認第1号「物品購入変更契約の締結について」議案書5ページ、6ページをお開き願います。

(「なし」の声を確認)

次に、予算関係は、予算説明資料3により、歳入・歳出ごとにページめぐりで進めさせていただきます。

それでは、承認第2号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について」から始めます。

歳出から11ページからお開き願います。

(歳出11ページから29ページまで質疑なし)

30ページ、31ページ。

10番：平田 文夫 議員

○10番 (平田文夫)

残土処理場の件で、起債が一般財源に変わっているじゃないですか。私はこれを「総括」でやって、県資金というものはあくまで県の開発公社が事業を行うことに県が充当するんだということを言ったら、あなたはこの説明はそういうことはないですと言ったじゃないです

か。ということは、これは不利な起債だったわけでしょう。裏付けのない。それで、一般財源を充当するんでしょう。違うの。

○番外（企画財政課長 渡部 誠）

残土処理場の財源の内訳でございますが、当初予算、平田議員のおっしゃるとおり、表記の仕方が県資金という書き方で補助金のような部分で捉えられたところがあったかと思えます。これはまさに書き方が間違いでございまして、県の振興資金、県からの借入の部分を予定しておりました。最終までに借りる予定でございましたが、県の振興資金の部分につきましては、一般単独債が使われる場合はそちらを優先してくださいということで、一般単独で最終借入をするように変更をいたしました。但し、一般単独債の部分につきましては、交付税の措置等もございません。全くの純粋な借金となりますことから、いろいろ検討いたしました。最終、交付税の伸びなどいろいろな部分で鑑みたときに一般財源の部分でこれが対応できるという判断をいたしまして、借金をせずに一般財源で対応するという判断をいたしましたところでございます。よろしく申し上げます。

○10番（平田 文夫）

起債というものは、有利になるから充当するわけですからね。そのことを説明しても分からなかったわけだから。そのことを今後皆さん、しっかりと私たちに指摘されないように財政というものを考えながらやってください。

○議長（石田 茂春）

（歳出 32 ページから歳入 10 ページまで質疑なし）

以上で、承認第 2 号を終ります。

続いて、承認第 3 号「平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」、歳入の 45 ページ、46 ページをお開き願います。

7 番：池田 賢治 議員

○7番（池田 賢治）

45 ページの歳入の一番下に、新規で「その他特別調整交付金」というのが入っていますけれども、その上の欄にも「その他特別調整交付金」がありますが、この新規の「特別調整交付金」の内容はどういうものですか。

○番外（町民課長 名越 玲子）

大変申し訳ありません。資料を持っておりませんで、後ほど、お願いいたします。

○議長（石田 茂春）

池田議員いいですか。

○7番（池田賢治）

はい。

○議長（石田茂春）

他にございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

それでは、歳出の47ページをお願いします。

（ 歳出47ページから50ページまで質疑なし ）

次に、承認第4号「平成28年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」、歳入、歳出51ページをお願いします。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、承認第5号「平成28年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」、歳入53ページ、54ページをお開き願います。

（ 「なし」 の声を確認 ）

歳出の55ページをお開き願います。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、承認第6号「平成28年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」、歳入57ページをお開き願います。

6番：西尾 幸太郎 議員

○6番（西尾幸太郎）

分かりやすいところで、資料2の37ページのところに収入の総括が載っているんですけども、他の診療所でいったら10%前後の診療収入の減というようになっているんですけども、都万診療所だけが24%減となっております。原因について、例えば診療日数であるとか、受診者数、あと、医薬品部分の増減値に関して詳しい数字があれば、その辺りを教えていただきたい。

○番外（都万支所長 佐々木 義直）

患者数の減につきましては、5%から10%で推移しております。それに対して、衛生材料費とかそういったものは、20数%と極端に減っております。というのは、患者数の減は下より、薬の出し方が、一つは安価なもの、もう一点は薬の量、薬の種類、そういったものがドクターの考え方によってですね、変動して安価なものを採用したということで、極端に減ってお

ります。

○6番（西尾 幸太郎）

27年度の実績と28年度の決算終わってないので実績とは言わないですけど、医薬品に関する金額が分かれば、教えていただきたい。

○番外（都万支所長 佐々木 義直）

衛生材料費につきましては、28年度は1,500万円程度、1,502万円の先ほど言いましたような理由により減額となっております。

○6番（西尾 幸太郎）

いや、聞いているのは27年度医薬材料費がどの程度かかって、28年度は医薬材料費がどの程度かかっているかを教えていただきたいということです。

○番外（都万支所長 佐々木 義直）

27年度の金額につきましては、申し訳ございませんが、ただ今資料を持ってきておりませんので、後ほど説明したいと思います。

○6番（西尾 幸太郎）

分かりました。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

歳出の58ページ、59ページをお開き願います。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、承認第7号「平成28年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」、歳入の61ページをお開き願います。

（ 「なし」 の声を確認 ）

歳出の62ページ、63ページをお願いします。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、承認第8号「平成28年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」、歳入の65ページ、66ページをお願いします。

（ 「なし」 の声を確認 ）

歳出の67ページから69ページまでをお願いします。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、承認第 9 号「平成 28 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について」、歳入、歳出の 71 ページをお願いいたします。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、承認第 10 号「平成 28 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」、歳入の 73 ページをお開き願います。

（ 「なし」 の声を確認 ）

歳出の 74 ページをお願いいたします。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、承認第 11 号「平成 28 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について」、歳入の 75 ページをお願いいたします。

（ 「なし」 の声を確認 ）

歳出の 76 ページ。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、条例関係に進みます。

承認第 12 号「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」、何か質疑ありますか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に承認第 13 号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」、57 ページ、58 ページ。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、承認第 14 号「隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分について」、議案書の 59 ページから 61 ページ。

（ 「なし」 の声を確認 ）

最後に、同意第 3 号「隠岐の島町中財産区管理委員会委員の選任同意について」、議案書の 80 ページをお願いいたします。

（ 「なし」 の声を確認 ）

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 2. 町長追加議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の議第 73 号「工事請負契約の締結について〔公

共下水道港町第1雨水ポンプ場建設工事)」から同意第11号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」までの11件を一括して議題とします。

日 程 第 3. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました11件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

○番外（町長 池田 高世偉）

本日、追加提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

まず、議第73号から議第75号までの工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議第73号の「工事請負契約の締結について〔公共下水道港町第1雨水ポンプ場建設工事〕」でございますが、去る6月16日、6者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社金田建設が落札いたしましたので、同社と契約金額1億8,414万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第74号の「工事請負契約の締結について〔町道宮の前西町線日吉橋耐震補強工事〕」でございますが、去る6月15日、14者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社竹田組が落札いたしましたので、同社と契約金額6,318万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第75号の「工事請負契約の締結について〔飯田地区残土処理場建設工事〕」でございますが、去る6月15日、14者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社金田建設が落札いたしましたので、同社と契約金額1億1,664万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、同意第4号から同意第11号の「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」でございますが、現在の農業委員会委員が7月31日をもって任期満了となりますことから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、新たに8名の方を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、11件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（石田 茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 10時57分)

(全員協議会開会宣告 10時57分)

○議長 (石田茂春)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時09分)

日 程 第 4. 質 疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました11件の議案について質疑を行います。

議第73号、何かございませんか。

12番：高宮 陽一 議員

○12番 (高宮 陽 一)

雨水ポンプ室ですけれども、現在あるのが容量が小さいということで、実は私も以前ここを担当したことがあります、松浜の所へ水位が高い場合には海水が逆流してくるんです。しまじの所へもずっと水が入ってくるわけですが、場合によっては、海水を組み替えるというようなことが起こるんです。この機械の容量を決めたときにこの港町界隈の雨水の量を試算したかどうか、その辺をちょっとお伺いしたい。

○番外 (上下水道課長 田 中 秀 喜)

ポンプの能力の決定ですが、「下水道施設計画設計指針と解説」という本がありまして、そこでの内容では、一般地区と重点地区の雨量の計算の仕方がちょっと違いますが、港町地区は重点地区ということで、10年の雨量を計算して積算しております。ちなみに現在のポンプが2台で1分間に46tの排出量がございます。これを今回の機械は1分間に78t、約倍近くなるということで、一応10年に1回の雨量を設定しているということでございます。

○12番 (高宮 陽 一)

これは、現在ある排水路のところへ流れてきた分をそのままパイプで排水をしていくと、最近、都会の方では排水を下へドンと落して地下へ溜めて、それから汲み出すというようなことでしょうか。現在の排水ポンプも排水路よりも下へ水を落としてそれから汲み上げるという方式ですから、排水路へ流れた分を吸い取るような形でポンプで排水するというのでは、とても間に合わないことないかなあと。まず、水を地下へ落してしまう方法で工事を。私も専門家ではないのであれですが、都会のああいった大雨の時の対策、排水を見ると地下に何日も雨が降っても大丈夫にそこへ溜めるような形をしますので、せっかくこれ、

前のポンプ室がいないということになれば、ここに大きい地下タンクを造って、そこへまず水を溜めてポンプで吸い出していくという方法はいかがなものかと思いますが、そこら辺りはどうですか。

○番外（ 上下水道課長 田 中 秀 喜 ）

議員のおっしゃるように、都会の方の下水道は雨水、それから下水と併せた合流式というやり方をとっております。隠岐の島町の下水は、分流式といって汚水しか集めて送らないという形になっておりますが、雨水ポンプ場については、議員のおっしゃるようなことも想定されるかと思いますが、一応、専門家の方に発注して、計算して、このようにやるということでございますので、水位が高くなったときというのも想定してのことだと認識しております。

○議長（ 石 田 茂 春 ）

他にございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、議第 74 号。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、議第 75 号。

10 番：平田 文夫 議員

○10番（ 平 田 文 夫 ）

完成の洪水調整池は分かるけども、工事中の泥水はどう対応するのか。

○番外（ 建設課長 山 崎 龍 一 ）

洪水調整池を造る時の泥水ということでしょうか。

○10番（ 平 田 文 夫 ）

工事中に雨が降ったりしたら流れるでしょう。それを直接放流するわけ。

○番外（ 建設課長 山 崎 龍 一 ）

まず、洪水調整池の方を先に建設していきますので、そちらの方を經由しての放水にさせていただきますと思います。

○10番（ 平 田 文 夫 ）

調整池を造って、それを沈殿させて、うわ水を流すということ。それでちゃんとできるわけ。

○番外（ 建設課長 山 崎 龍 一 ）

はい。集水の方法等、こちらの法の下の方に造りますので、集まるような形での集水を行うことを心がけながら、外に出さないような形で行っていきたくて思ってますし、今回の調整池、その容量を含めてここでのこの範囲の泥水等を全てここに集めるような形で対応ということで積算いただいておりますので、そういうような対応を取らせていただきたいと思いますのであります。

○10番（平田文夫）

それは、雨量によって違うわけでしょう。どこでもこういうところは排水処理施設というものを造ったわけ。空港なんかやる時でも。それは、雨量によって変動するわけですよ。直接放流してしまうと苦情が出るわけでしょう。その対応はしなければいけないのではないかな。

○番外（建設課長 山崎龍一）

大変申し訳ありません。雨量の数字的なものを今用意しておりませんので、はっきり申し上げられませんが、数十年に一回の雨量で、この洪水調整地でもてるという計算になっておりました。その数字が無くて申し訳ないですが、それ以上の雨が降った時にここにどのような影響を与えるかということも、再度、確認させていただきたいと思っております。

○議長（石田茂春）

他にございませんか。

（「なし」の声を確認）

次に、同意第4号から11号までは一括で行います。

何か、ございませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「質疑」を終ります。

日 程 第 5. 議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を議題とします。

議会初日に提出された町長提出議案の議第63号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」から議第72号「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」までの10件及び本日追加提出されました議第73号「工事請負契約の締結について〔公共下水道港町第1雨水ポンプ場建設工事〕」から議第75号「工事請負契約の締結について〔飯田地区残土処理場建設工事〕」までの3件、計13件について、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議第 63 号から議第 75 号までの 13 件は、「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 6. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

6 月 27 日、28 日は、常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、6 月 29 日に開催します。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 11 時 20 分)

以 下 余 白